

議案第 85 号

新座市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例

新座市地域公共交通会議条例（平成 26 年新座市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (3) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、市内における需要に応じた市民生活に必要な旅客輸送の確保その他市民の利便の増進を図り、本市の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を<u>協議し、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要となる事項を協議</u>するため、新座市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項</u></p> <p>(3) <u>前 2 号</u>に掲げるもののほか、<u>地域公共交通</u>に関し必要と認める事項</p> <p>（組織）</p> <p>第 3 条 交通会議は、<u>委員 30 人以内</u>をもって組織する。</p> <p><u>2</u> 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>公共交通事業者等の代表者</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、市内における需要に応じた市民生活に必要な旅客輸送の確保その他市民の利便の増進を図り、本市の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、新座市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、<u>交通会議</u>に関し必要と認める事項</p> <p>（組織）</p> <p>第 3 条 交通会議は、<u>会長及び委員 19 人以内</u>をもって組織する。</p> <p><u>2</u> <u>会長は、市長をもって充てる。</u></p> <p><u>3</u> 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者</u></p> <p>(2) <u>一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表者</u></p>

<p>(2) <u>公共交通事業者等</u>が組織する団体の代表者</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>学識経験者</u></p> <p>(6) <u>関係行政機関の職員</u></p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>(会長)</p> <p><u>第5条 交通会議に会長1人を置き、委員の互選により定める。</u></p> <p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p>(関係者の出席等)</p> <p>第7条 [略]</p> <p><u>(部会)</u></p> <p><u>第8条 交通会議は、必要に応じ部会を置くことができる。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。</u></p>	<p>(3) <u>一般旅客自動車運送事業者</u>が組織する団体の代表者</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>(会長)</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p>(関係者の出席等)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u></p>
--	---

附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。

令和5年11月27日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を新座市地域公共交通会議に行わせたいので、この案を提出するものである。